

関係協会 殿

富山県土木部建設技術企画課長

富山県土木部所管建設工事に係る工事連携会議試行要領の一部改定等について

県の土木行政の推進に、平素より格段のご配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

県では、平成 2 2 年度より「富山県土木部所管建設工事に係る工事連携会議試行要領」を施行しておりますが、この度、別添のとおり一部改定し、平成 2 7 年 8 月 1 日から施行することとしたので、お知らせします。

また、平成 2 2 年 2 月 1 8 日付け管第 7 2 号、建技第 7 3 号「富山県土木部所管建設工事に係る工事連携会議の試行に関する取扱いについて」の「1 特記仕様書による明示」について、下記のとおり改定することとしたので、留意願います。

貴協会会員に対する周知についてご配慮をお願いします。

記

1 特記仕様書による明示

対象工事の特記仕様書に、次のとおり明示するものとする。

第〇〇条 「工事連携会議」の開催

- 1 発注者が本工事を「工事連携会議」の対象工事とする場合、受注者は当該会議に出席しなければならない。
- 2 受注者が「工事連携会議」の実施を希望する場合は、富山県土木部所管建設工事に係る工事連携会議試行要領に基づき、工事打合簿により協議を行うものとする。
- 3 受注者は、当該会議に出席するに当たり、事前に設計図書の照査を実施し、会議の議題となる事項を発注者に伝えるものとする。

(参考：従前の明示)

第〇〇条 「工事連携会議」の開催

- 1 本工事は「工事連携会議」の対象工事であり、請負者は当該会議に出席しなければならない。
- 2 請負者は、当該会議に出席するに当たり、事前に設計図書の照査を実施し、会議の議題となる事項を発注者に伝えるものとする。

(事務担当：建設技術企画課 技術指導係)

## 富山県土木部所管建設工事に係る工事連携会議試行要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、富山県土木部の所管に係る建設工事において、設計の意図を受注者に的確に伝えるとともに、工事施工上の留意点等を確認することにより、適正な工事施工の確保及び技術力の向上を図ることを目的とし試行する工事連携会議（以下「会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (会議の開催)

第2条 発注機関の長は、前条の目的を達するため、工事連携会議を主催する。

### (対象工事)

第3条 工事連携会議の対象工事は、次の各号のいずれかに掲げる工事のうち、発注機関の長が必要と認める工事または、受注者が会議実施の理由を明記した工事打合簿により協議を行い、発注機関の長が必要と認める工事とする。

- (1) 指定仮設を含む工事
- (2) 重要構造物（橋梁、トンネル、ボックス（内空断面積 25m<sup>2</sup>以上）、樋門・樋管（内空断面積 10m<sup>2</sup>以上）、擁壁（高さ 5m以上）等）を含む工事
- (3) 新技術・新工法を活用する工事
- (4) 特殊工法を含む工事（補修・補強工事、法面工事等）
- (5) 前4号に掲げる工事のほか、特に重要な留意点等（構造物との取り合いを考慮した施工の検討が必要であること等）があると認められる工事

### (構成員)

第4条 会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 発注機関 対象工事の監督員、班長及び工事担当課長等
- (2) 受注者 対象工事の現場代理人及び主任（監理）技術者等
- (3) 設計者 対象工事に係る詳細設計等を実施した管理技術者等

2 会議の庶務は、発注機関において処理する。

3 第1項の規定にかかわらず、発注機関の長が必要と認めるときは、対象工事に係る測量又は地質調査を実施した管理技術者等を構成員とすることができるものとする。

### (開催時期及び議題)

第5条 会議は、原則として受注者が対象工事を施工する前に開催する。

2 会議の議題は、主として次に掲げる事項とする。なお、受注者は第2号に掲げる事項について、発注機関を通じて設計者に対し事前に伝えるものとする。

- (1) 発注機関 対象工事の事業目的、協議調整の状況、現地条件等、工事全般に関する事項
- (2) 受注者 対象工事の設計図書の照査を踏まえた現場条件又は施工上の課題、設計照査の結果、仮設設計並びに新技術の提案等に関する事項
- (3) 設計者 対象工事に係る詳細設計等の設計思想、条件等に関する事項

3 発注機関の長は、前項の規定によるほか必要と認めるときは、構成員により対象工事の現場確認を行うことができるものとする。

(費用の負担)

第6条 受注者が会議に出席するに当たり要した費用は、受注者が負担する。

2 設計者が会議に出席するに当たり要した費用は、別途契約を締結のうえ、発注機関が負担する。

3 第4条第3項の規定により対象工事に係る測量又は地質調査を実施した管理技術者等を構成員とした場合において、当該管理技術者等が会議に出席するに当たり要した費用の負担については、前項の規定を準用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行し、同日以降に契約する工事に適用する。

附 則

この要領は、平成27年8月1日から施行し、同日以降に契約する工事に適用する。

富山県土木部所管建設工事に係る工事連携会議試行要領

(趣旨)

請負→受注

第1条 この要領は、富山県土木部の所管に係る建設工事に於いて、設計の意図を受注者に的確に伝えるとともに、工事施工上の留意点等を確認することにより、適正な工事施工の確保及び技術力の向上を図ることを目的とし試行する工事連携会議（以下「会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催)

第2条 発注機関の長は、前条の目的を達するため、工事連携会議を主催する。

(対象工事)

追加

第3条 工事連携会議の対象工事は、次の各号のいずれかに掲げる工事のうち、発注機関の長が必要と認める工事または、受注者が会議実施の理由を明記した工事打合簿により協議を行い、発注機関の長が必要と認める工事とする。

- (1) 指定仮設を含む工事
- (2) 重要構造物（橋梁、トンネル、ボックス（内空断面積 25m<sup>2</sup>以上）、樋門・樋管（内空断面積 10m<sup>2</sup>以上）、擁壁（高さ5 m以上）等）を含む工事
- (3) 新技術・新工法を活用する工事
- (4) 特殊工法を含む工事（補修・補強工事、法面工事等）
- (5) 前4号に掲げる工事のほか、特に重要な留意点等（構造物との取り合いを考慮した施工の検討が必要であること等）があると認められる工事

追加

(構成員)

請負→受注

第4条 会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 発注機関 対象工事の監督員、班長及び工事担当課長等
- (2) 受注者 対象工事の現場代理人及び主任（監理）技術者等
- (3) 設計者 対象工事に係る詳細設計等を実施した管理技術者等

2 会議の庶務は、発注機関において処理する。

3 第1項の規定にかかわらず、発注機関の長が必要と認めるときは、対象工事に係る測量又は地質調査を実施した管理技術者等を構成員とすることができるものとする。

(開催時期及び議題)

請負→受注

請負→受注

請負→受注

第5条 会議は、原則として受注者が対象工事を施工する前に開催する。

2 会議の議題は、主として次に掲げる事項とする。なお、受注者は第2号に掲げる事項について、発注機関を通じて設計者に対し事前に伝えるものとする。

- (1) 発注機関 対象工事の事業目的、協議調整の状況、現地条件等、工事全般に関する事項
- (2) 受注者 対象工事の設計図書の照査を踏まえた現場条件又は施工上の課題、設計照査の結果、仮設計並びに新技術の提案等に関する事項
- (3) 設計者 対象工事に係る詳細設計等の設計思想、条件等に関する事項

3 発注機関の長は、前項の規定によるほか必要と認めるときは、構成員により対象工事の現場確認を行うことができるものとする。

(費用の負担)

請負→受注

請負→受注

第6条 受注者が会議に出席するに当たり要した費用は、受注者が負担する。

2 設計者が会議に出席するに当たり要した費用は、別途契約を締結のうえ、発注機関が負担する。

3 第4条第3項の規定により対象工事に係る測量又は地質調査を実施した管理技術者等を構成員とした場合において、当該管理技術者等が会議に出席するに当たり要した費用の負担については、前項の規定を準用する。

附則

追加

この要領は、平成22年4月1日から施行し、同日以降に契約する工事に適用する。

附則

追加

この要領は、平成27年8月1日から施行し、同日以降に契約する工事に適用する。

管 第 7 2 号  
建 技 第 7 3 号  
平成22年2月18日

関係協会 殿

富 山 県 土 木 部 管 理 課 長

富 山 県 土 木 部 建 設 技 術 企 画 課 長

富山県土木部所管建設工事に係る工事連携会議の試行に関する取扱いについて

富山県土木部所管建設工事に係る工事連携会議の試行については、平成22年2月18日付け建技第72号にて通知したところですが、その運用に当たっては、下記のとおり取り扱うこととしますので、貴協会会員に対する周知についてご配慮をお願いします。

#### 記

#### 1 特記仕様書による明示

対象工事の特記仕様書に、次のとおり明示するものとする。

##### 第〇〇条 「工事連携会議」の開催

- 1 本工事は「工事連携会議」の対象工事であり、請負者は当該会議に出席しなければならない。
- 2 請負者は、当該会議に出席するに当たり、事前に設計図書の照査を実施し、会議の議題となる事項を発注者に伝えるものとする。

#### 2 開催頻度

原則として、1工事につき1回とする。

#### 3 請負者の費用負担

請負者が会議に出席するに当たり要する費用は、請負代金のうち共通仮設費率（技術管理費）により充当するものとする。

#### 4 設計者との契約

##### (1) 契約の名称

「〇〇工事連携会議委託」とする。

##### (2) 契約の相手方及び方法

対象工事に係る詳細設計等を実施した設計者との随意契約とする。

##### (3) 支出費目及び積算方法

ア 設計者との契約に関する支出科目は、「委託料」とする。補助事業における支弁費目は、「測量及び試験費」とする。

イ 費用の積算は、次のとおりとする。

(ア) 人件費 主任技師 0.5 人/回、技師 A0.5 人/回を標準として計上する。なお、対象工事に係る測量又は地質調査を実施した管理技術者等を会議の構成員とした場合における人件費については、この限りでない。

(イ) 旅費交通費 設計業務等標準積算基準書の「旅費交通費」に基づき計上する。

(ウ) 諸経費・技術経費 計上しない。

(4) 契約手続き

ア 支出負担行為決議書には業務委託契約の概要、積算内訳書、業務委託仕様書、見積依頼書（様式 1）等を添付する。

イ 設計者に業務委託仕様書及び見積依頼書（様式 1）を送付する。

ウ 設計者から提出された見積金額が予定価格の範囲内であるときは、契約の相手方として決定する。

(5) 業務完了届の提出

設計者は会議終了後、遅滞なく業務完了届（様式 2）を作成のうえ発注者に提出する。

<参考資料>

- ・ 様式 1 見積書の提出について（通知）
- ・ 様式 2 業務完了届（工事連携会議実施記録簿）
- ・ 支払事務フローチャート
- ・ 実施フローチャート

（事務担当） 管理課 入札・契約係  
建設技術企画課技術指導係

(案)

平成 年 月 日

見積徴収業者 殿

富山県知事 ○○ ○○

見積書の提出について (通知)

下記の委託を発注したいので、見積書を提出してください。

記

委託名	○○工事連携会議委託					
委託概要	工事連携会議への参加、設計意図の伝達、留意点等の確認 (詳細別添、業務委託仕様書参照)					
設計内容	項目	数量	単位	単価 (円)	金額 (円)	備考
	人件費	主任技師	0.5	人		
		技師A	0.5	人		
	旅費交通費	ライトバン運転	1.0	日		日当たり 運転時間1時間
		消費税相当額				
		計				
委託期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 ( 日間)					
見積条件	人件費として計上している技術者は、○○県○○市より当センターへ来所。					
その他	見積の宛名は「富山県知事 ○○ ○○」として下さい。					
見積書提出期限 及び提出先	平成 年 月 日 ○○土木センター ○○班 (役職・氏名)					



富山県知事 殿

受注者 住所 氏名 印

業 務 完 了 届

業務が完了したので、お届けします。

発注機関	所属	土木センター	課	班
	役職・氏名			
委託業務名		〇〇工事連携会議委託		
委託期間				
会議開催年月日		平成 年 月 日		

工 事 連 携 会 議 実 施 記 録 簿

出席者名	発注者	
	施工者	
	設計者 (設計業務)	
対象工事	工事名 :	平成〇〇年度 〇〇事業 〇〇線〇〇市〇〇工区工事
	工期 :	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
	工事概要 :	
施工者説明内容		

発注者説明内容

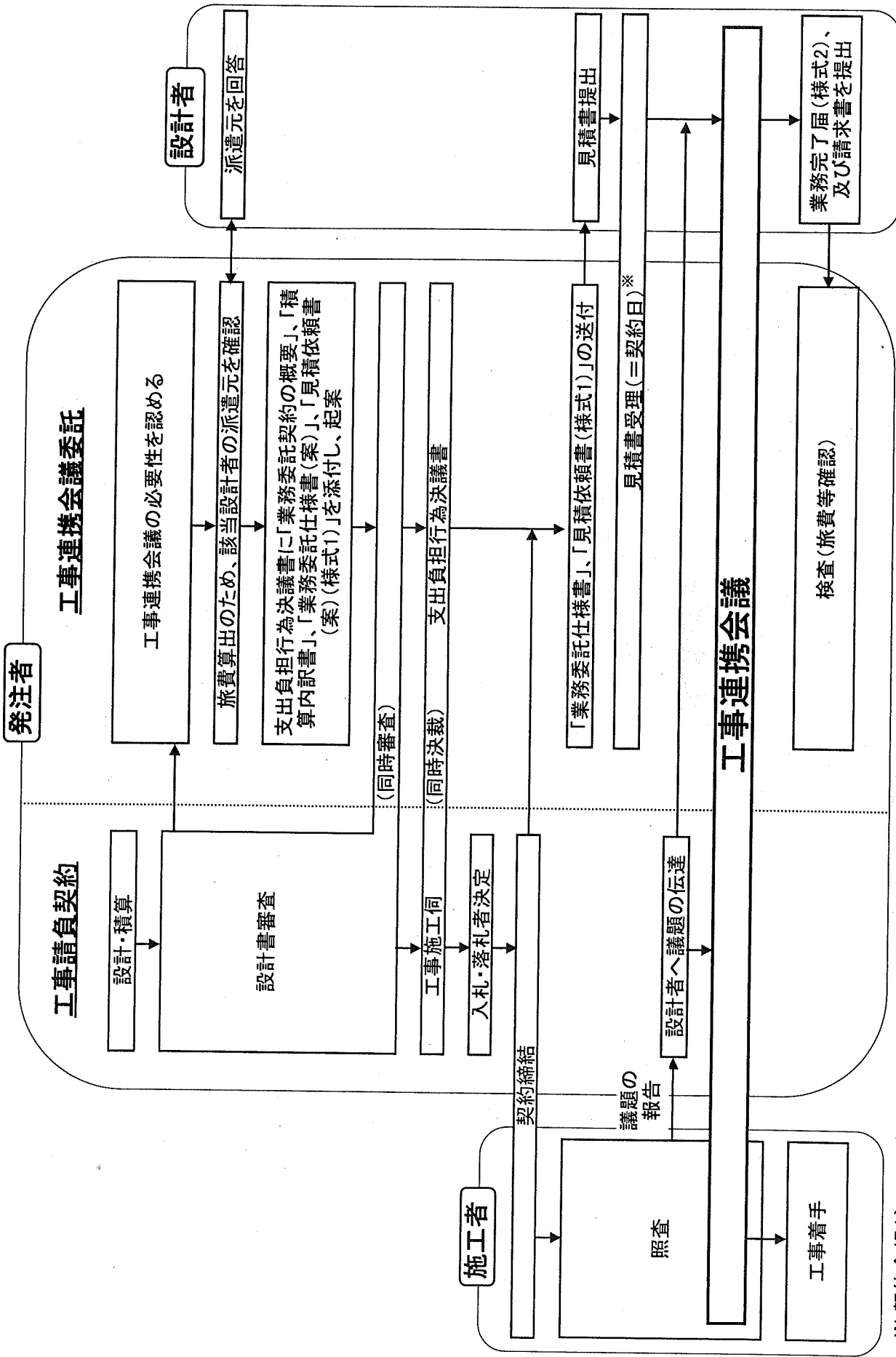
設計者説明内容

添付する資料

- ①該当箇所の設計図（縮小版 A3、必要な範囲の図）
- ②設計業務の概要（報告書の抜粋 設計内容のわかる最小限の範囲）



# 工事連携会議 実施フローチャート (工事施工と同時に決裁する例)



※ 契約金額が50万円未満であり内容が軽易なことから、富山県会計規則第71条第2項により、委託契約書を省略した契約とする。